

意見書

この定例会では、次のとおり、意見書3件が議員より提出され、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

WTO交渉に向けた意見書

世界の貿易ルールを決めるWTO（世界貿易機関）交渉において、農業分野については、農産物輸出国はより一層の市場開放と国内助成政策の削減を要求しており、今後の交渉の推移は予断を許さない状況になっている。ウルグアイ・ラウンド合意後の世界の農産物需給を見ると、途上国においては食糧不足が拡大してきており、農産物貿易の拡大の恩恵を受けているのは一部の国や、貿易を独占する多国籍企業に過ぎない。現在も飢餓・栄養不足に苦しむ人々が8億人もおり、加えて中長期的には、地球温暖化や砂漠化による農地の減少などで世界の食糧需給が、逼迫することが予想される。人類の生存に不可欠な食糧の安定供給を確保し、様々な国や地域で多様な農林業が共存できる貿易ルールの確立が求められている。

よって、国におかれては、次の事項を重点課題としてWTO交渉に臨むよう強く要望する。

1. 農林水産業は食糧や木材などの生産・供給だけでなく、地球規模での自然環境の保全、良好な景観の形成、地域社会や雇用の場の確保など人間生活に欠くことのできない多様な役割を果たしている。この多面的機能を発揮できるようにするとともに、各国の農林水産業が共存できるようなWTOの貿易ルールを改めること。
2. 今後の世界的な人口増加に対する食糧の確保が人類の課題であり、世界最大の農産物輸入国の日本が食糧生産の増大に努めることが国際的な責務となっている。そのため、国内食糧自給率の向上等を図り、世界的な食糧の安全保障を確保すること。特に「こめ」など生産調整を行っている品目については、ミニマムアクセスの対象から外すこと。
3. 食品添加物や残留農薬等に加えて、狂牛病、遺伝子組み換え食品、環境ホルモンなど、食をめぐる新しい問題が続出する中、「食の安全」対策の強化が求められている。食品の安全に関する衛生検疫措置については、各国の自主性を尊重し、国民の健康が守られる水準を確保すること。また、遺伝子組み換え食品などバイオテクノロジー食品については、消費者の知る権利を確保するため、表示を原則とするよう国際的に明確にさせること。
4. 輸出入国とも自国の生産資源を最大限活用して食糧を確保できるよう、適切な関税水準などの国境措置とともに、国内助成については各国の食糧・農業をめぐる事情を配慮し、一律的な削減を行わないようにすること。
5. 世界的な食糧不足に対し、長期的には開発途上国の食糧生産基盤を強化するため技術等の支援を行うとともに、緊急の食糧援助システムを強化していくことが必要であり、国際的な食糧備蓄・援助機構の創設を主張すること。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
農林水産大臣 外務大臣

食品安全行政の充実強化を求める意見書

食品の安全・安心は消費者にとって大きな願いであり、国民に共通の課題である。しかしながら、近年、食品添加物や農薬、動物用医薬品等の問題に加え、遺伝子組換え食品やクローン牛など新しい科学技術によって生産された食品の安全性に対しても消費者の関心が高まり、また、O-157や狂牛病の発生、ダイオキシンや環境ホルモンなどが新たに食品衛生上の問題となってきている。今後、一層食品の安全が確保され、消費者が安心して食生活を営むという生活の基本を確立していくためには、さらに消費者の視点を組み入れた法改正や運用の充実強化、消費者等への情報の公開が強く望まれる。

よって政府におかれては、食品を原因とした国民への危害を防ぐため、下記の事項を講じるよう強く要望する。

記

1. 食品衛生法の目的に「国民の健康のために食品の安全を確保する」という趣旨を明記すること。
2. 食品の安全行政において、積極的な情報公開と消費者の参画を図ること。
3. 食品の表示の目的に、「消費者の選択に役立つ」という趣旨を加えること。
4. 食品添加物の指定制への移行を計画的に進めること。
5. 農薬、動物用医薬品の残留基準を食品にも適用すること。
6. 化学物質や新技術にかかわる食品・容器包装等の予防的な調査・研究と検査体制を充実し、法制度の運用を強化すること。

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣

牛海綿状脳症(BSE)対策の強化徹底に関する意見書

我が国において初めて千葉県で、牛海綿状脳症(BSE)が確認され、その後北海道、続いて群馬県でも確認され、全国的な拡がりを見せている。国では、10月18日から全頭検査を実施し、安全な牛肉の供給を行おうとしているが、11月30日に本県で全国3頭目の牛海綿状脳症(BSE)の牛が確認された後、国産牛肉に対する国民の不信感は極限に達している。原因究明の遅れとともに、国の情報開示などにも混乱が生じたことにより、風評被害は全国に拡がり、国内の生産者はもとより、日本の農業の崩壊にも繋がりがかねない重大な局面を迎えている。

よって、政府におかれては、この状況に鑑み、国民の生活の安定、農業、産業、経済の安定のために内閣総理大臣のもと、関連省庁が一体となり、下記事項について可及的速やかに、的確に対応されることを強く要請する。

記

1. 牛海綿状脳症緊急対策の早期実施
2. 感染経路の徹底究明
3. 情報開示と正確な情報提供
4. 当該自治体への迅速な情報提供
5. 防疫・検査体制の充実強化
6. 関係機関の連携強化

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣
農林水産大臣 経済産業大臣